

○障害者が利用する場合における公の施設の使用料の免除に関する規則

平成 12 年 3 月 31 日
規則第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、公の施設に係る条例の規定に基づき、障害者が当該施設を利用する場合における使用料(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 7 項の使用によるものを除く。)の免除について、必要な事項を定めるものとする。

(平 19 規則 89・一部改正)

(定義)

第 2 条 この規則において「障害者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
- (2) 知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 12 条第 1 項の知的障害者更生相談所又は児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 12 条第 1 項の児童相談所において療育手帳の交付を受けた者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(平 21 規則 16・一部改正)

(免除措置)

第 3 条 市長は、次の各号に掲げる者が別表第 1 に掲げる施設を利用する場合にあっては当該施設に係る使用料の全額を、別表第 2 に掲げる施設を利用する場合にあっては当該施設に係る使用料の 1 割に相当する金額を免除することができる。

(1) 障害者

(2) 障害者を同伴する場合における当該障害者の主たる介護者

2 前項に定めるもののほか、市長は、別表第 2 及び別表第 3 のそれぞれに掲げる施設が、障害者及びその介護者を直接の対象として、障害者福祉の増進のために利用される場合で、その利用により障害者の社会参加の促進が図られると認めたときは、当該施設に係る使用料のうち、別表第 2 に掲げる施設にあっては 1 割に相当する金額を、別表第 3 に掲げる施設にあっては全額を免除することができる。

(免除手続)

第 4 条 前条第 1 項各号に掲げる者が同項に規定する使用料の免除を受けようとするときは、当該障害者の所有する身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の提示をもって、免除の申請をしなければならない。この場合において、申請書等の書面の提出は、自転車駐車を定期使用する場合を除き、要しない。

2 市長は、前項の手帳の提示がなされたときは、前条第 1 項の規定による使用料の免除をするものとする。この場合において、免除の決定通知等の書面は、省略することができる。

(平 19 規則 63・平 21 規則 16・一部改正)

附 則抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 8 月 10 日規則第 35 号)

この規則は、平成 13 年 8 月 11 日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 28 日規則第 16 号)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 6 月 30 日規則第 51 号)

この規則は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 27 日規則第 46 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 41 号)

この規則は、平成 19 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 31 日規則第 63 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 9 月 28 日規則第 89 号)

この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 25 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日規則第 16 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日規則第 25 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 25 日規則第 10 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 25 日規則第 11 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 18 日規則第 3 号)

この規則は、平成 23 年 3 月 26 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 23 日規則第 8 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 20 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 3 条関係)

(平 13 規則 35・平 15 規則 16・平 16 規則 46・平 19 規則 41・平 19 規則 63・平 20 規則 25・平 21 規則 16・平 21 規則 25・平 23 規則 3・平 24 規則 8・平 25 規則 20・一部改正)

総合福祉センター（宇都宮市総合福祉センターの団体事務室，団体専用倉庫及び喫茶コーナー並びに宇都宮市河内総合福祉センターの喫茶室を除く。） 老人福祉センター（料理実習室を除く。） 健康交流センターの風呂及びプール 青少年活動センターのトレーニング室 駅西駐車場（最初の 2 時間までの使用であって，午前 7 時から午後 9 時までの申請に係るものに限る。） 中央駐車場（最初の 2 時間（総合福祉センター又は中央生涯学習センターを利用するときは，最初の 3 時間）までの使用であって，午前 8 時から午後 10 時までの申請に係るものに限る。） 相生駐車場（最初の 2 時間までの使用に限る。） 雀宮駅東口駐車場（最初の 6 時間までの使用であって，午前 6 時から午後 12 時までの申請に係るものに限る。） 自転車駐車場 農林公園ろまんちっく村のクア施設及び露天風呂 上河内地域交流館の大浴場 河内農業構造改善センターの卓球台及びテニスコート 体育館（貸切使用（バドミントンコート及び卓球場を除く。）を除く。） 庭球場 プール（貸切使用を除く。） 弓道場（貸切使用を除く。） 下田原運動場の卓球場及び浴室下田原運動場の卓球場 アーチェリー場（貸切使用を除く。） 陸上競技場（貸切使用を除く。） 展望塔 ゴーカー트 バーベキューパーク 冒険活動センターの工作室及び炊飯用具 高間木キャンプ場（宿泊使用を除く。） スケートセンター（貸切使用（バドミントンコート及び卓球場を除く。）を除く。） サイクリングターミナルの大広間（宿泊使用を除く。）及びその自転車

別表第 2(第 3 条関係)

(平 19 規則 41・一部改正)

農林公園ろまんちっく村の宿泊施設 少年自然の家 冒険活動センターの宿泊研修棟，キャンプ場及びシュラフ 高間木キャンプ場（宿泊使用に限る。） サイクリングターミナル（宿泊使用に限る。）

別表第 3(第 3 条関係)

(平 13 規則 35・平 15 規則 16・平 15 規則 51・平 16 規則 46・平 19 規則 41・平 19 規則 63・平 20 規則 25・平 21 規則 16・平 21 規則 25・平 22 規則 10・平 22 規則 11・平 25 規則 20・一部改正)

総合福祉センター 老人福祉センター 健康交流センターの会議室 サン・アビリティーズ 子ども発達センター 青少年活動センター（トレーニング室を除く。） コミュニティセンター コミュニティプラザ 市民プラザの多目的ホール及び会議室 男女共同参画推進センター 勤労者福祉施設 中心市街地拠点広場 農林公園ろまんちっく村の施設（宿泊施設を除く。） 上河内地域交流館の農産加工体験施設 河内ふれあい市民農園の区画農地及びクラブハウス 河内農村体験交流館 河内農業構造改善センターの施設（卓球台を除く。） 西鬼怒川地区グラウンドワーク活動センター 自然休養村管理センター 駅前広場（バス乗降場及び待機所並びにタクシー乗降場及び待機所を除く。） 体育館（貸切使用に限る。） 庭球場 野球場 ソフトボール場 サッカー場 バレーコート プール 弓道場 アーチェリー場 陸上競技場 多目的運動広場 下田原運動場の調理実習室 展望塔 ゴーカー트 教養施設 バーベキューパーク イベントスペース 教育センターのコミュニティホール及び研修室 冒険活動センターの施設（宿泊研修棟，キャンプ場及びシュラフを除く。） 高間木キャンプ場（宿泊使用を除く。） 文化会館 スケートセンター（貸切使用に限る。） 運動広場（運動場を含む。） サイクリングターミナル（宿泊使用を除く。）及びその自転車